

## 海洋基本計画について

- ・ 海洋に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づき、海洋基本計画を策定。
- ・ 第1期海洋基本計画を平成20年3月に策定。おおむね5年ごとに見直し。
- ・ 現行(第3期)計画は、令和5年に5年を経過。
- ・ 総合海洋政策本部会合(令和4年12月)において、次期(第4期)計画の策定に向けた基本的な考え方を示した参与会議の意見書を踏まえ、本部長(内閣総理大臣)から次期計画の策定の指示。

## 【計画の構成】

- はじめに
- 第1部 海洋政策のあり方
- ・ 取組状況、最近の情勢
  - ・ 計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項
  - ・ 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置
- 第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ・ 海洋政策を推進するためのガバナンス等

## 第4期海洋基本計画(案)のポイント

### ○ 海洋政策上の喫緊の課題

#### ア 我が国周辺海域をめぐる情勢への対応

関係機関が連携して防衛力・海上法執行能力等の向上に取り組み、ハード面及びソフト面からまず我が国自身の努力によって抑止力・対処力を不断に強化することが必要。

#### イ 気候変動や自然災害への対応

予測・防災・減災機能の強化や脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、国民の安全・安心に貢献することが重要。

#### ウ 国際競争力の強化

海洋分野における時代に即した実効性の高い施策や技術力の向上とその社会実装を通じた国際競争力強化の取組が急務。

#### エ 海洋人材の育成・確保

産業構造の転換やイノベーションに対応する技術を持った人材の育成・確保のため、産学官連携での取組が必要。

- 海洋政策の大きな変革・オーシャントランスフォーメーション・OX(Ocean Transformation)を推進すべき時との認識のもと、基本的な方針の大きな2つの柱として、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を位置付け。

また、着実に実施すべき主要施策として、海洋の産業利用の促進、科学的知見の充実、海洋におけるDXの推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進、感染症対策を位置付け。

- 総合的かつ計画的に講ずべき措置として、担当府省庁を明記した377項目の施策を列挙。

- 海洋政策に「横ぐし」を刺す国家戦略である海洋基本計画を確実に実行するため、ガバナンスの更なる強化に取り組む。
- ・ 政府が参与会議の識見を十分に得て議論を重ね、スピード感をもって諸施策を確実に実現していけるよう積極的に取り組む。
- ・ 施策の工程管理と代表的な指標(KPI)等に基づく海洋政策の推進状況の多角的な評価を通じて、各年度において重点的に取り組む施策を明確化。

## 第1部 海洋政策のあり方

### 「総合的な海洋の安全保障」についての基本的な方針

○ 海洋の安全保障に関する施策と、海洋の安全保障に資する側面を有し海洋の安全保障の強化に貢献する施策との両者を包含して、「総合的な海洋の安全保障」として、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。

#### (1) 海洋の安全保障

##### ア 我が国の領海等における国益の確保

- 我が国自身の努力による防衛力及び海上法執行能力の強化
- 海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化
- 管轄海域の戦略的・網羅的な海洋調査の実施、宇宙を活用した海洋情報収集体制の強化 等



大型巡視船(イメージ)

##### イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

##### ウ 海上の安全・安心の確保 旅客船の安全対策の徹底 等

##### エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

※フロントローディング：開発プロセスの初期段階において「負荷を掛ける＝十分な検討を行う」ことで、できる限り早い段階で多くの問題点やリスクを洗い出し、対策を講じる手法。

#### (2) 海洋の安全保障の強化に貢献する施策

##### ア 経済安全保障に資する取組の推進

自律性及び不可欠性の重要性にも留意しつつ、フロントローディング<sup>(※)</sup>の考えに基づき、海洋資源の開発や、海洋科学技術の研究開発等を推進する。

- ① 海洋資源開発の推進 海洋資源の産業化・商業化の促進、第3期SIPにおける技術開発の推進 等
- ② 海上輸送の確保 日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保 等
- ③ 海洋産業の国際競争力の強化 造船業など海洋産業のDXの推進とそれを通じた国際競争力の強化 等
- ④ 海洋科学技術の振興 民生利用・公的利用の両面で活用可能なAUV等の先端技術の育成・活用と社会実装に向けた戦略の策定・実行 等



自律型無人探査機(AUV)

##### イ 海洋状況把握(MDA)能力の強化

##### ウ 国境離島の保全・管理

### 「持続可能な海洋の構築」についての基本的な方針

○ 脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。

#### (1) カーボンニュートラルへの貢献

##### ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

洋上風力発電のEEZへの拡大に向けた、法整備をはじめとする環境整備や技術開発の推進 等

##### イ サプライチェーン全体での脱炭素化

カーボンニュートラルレポート(CNP)の形成の推進、ゼロエミッション船の開発・導入 等

##### ウ CO<sub>2</sub>の回収・貯留の推進

CCSの事業開始に向け、法整備を含めた事業環境整備の加速化 等



浮体式洋上風力発電  
(長崎県五島市沖)

#### (2) 海洋環境の保全・再生・維持

##### ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

##### イ 豊かな海づくりの推進

##### ウ 沿岸域の総合的管理の推進

#### (3) 水産資源の適切な管理 科学的知見に基づいた新たな資源管理の推進 等

#### (4) 取組の根拠となる知見の充実・活用

##### ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

全球規模、重点海域での持続的な観測等により気候変動予測を精緻化・高度化

##### イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

##### ウ 世界規模の枠組みへの貢献

国際共同観測による包括的な海洋観測網構築への貢献、海洋データの共有・活用、SDG14の実現に向けた日本モデルの推進(海洋プラスチックごみ対策等)、革新的技術の研究開発の推進 等



「大阪ブルーオーシャンビジョン」が共有されたG20大阪サミット(2019)の様子

## 「着実に推進すべき主要施策」についての基本的な方針

### (1) 海洋の産業利用の促進

海洋資源開発の推進、海上輸送の確保、国際競争力の強化、海洋由来のエネルギーの利用、水産業の成長産業化、漁村の活性化、海洋を使う様々な産業分野の開拓(クルーズ船の寄港拡大等)、離島における経済振興、AUV戦略等の技術開発から社会実装に至るまでの戦略的なビジョンの策定 等

### (2) 科学的知見の充実

#### ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興  
研究船、観測システムなどの開発・展開、試験設備等の共通基盤の構築 等

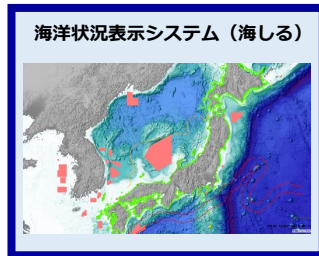
#### ウ 市民参加型科学の推進

### (3) 海洋におけるDXの推進

#### ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

#### イ データの共有・利活用の促進

「海しる」機能強化による海洋データ一元化 等



### (4) 北極政策の推進

北極域研究船の着実な建造、北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)による観測・研究・人材育成の推進 等



北極域研究船の完成イメージ図

### (5) 国際連携・国際協力

ア 海における法の支配及び国際ルール形成の主導  
国際機関における人的プレゼンスの向上 等

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化  
ODAの戦略的活用、海上保安政策プログラム(MSP)の拡充 等

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化  
SDG14への貢献

### (6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

#### ア 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

#### イ 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応  
海洋におけるイノベーションを担う人材の育成 等
- ② 海技者教育・専門家の育成  
産学官の連携による専門人材の育成・確保、国際法・海洋法の専門家等の育成促進 等
- ③ 海洋におけるDXへの対応  
シミュレーション技術を持つ人材の育成、データサイエンティストなど他分野から海洋分野への人材参入の推進、DXと結び付けた海洋産業の魅力向上・発信 等
- ④ 多様な人材の育成と確保

### (7) 新型コロナウイルス等の感染症対策

船員へのワクチン接種の弾力的な実施等感染対策の徹底、船内感染者対策に係る国際的なルールの策定の推進への貢献



## 第2部 海洋に関する施策に関し、 政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置

### 1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 国際的な海洋秩序の維持・発展
- (3) 海上交通における安全・安心の確保
- (4) 海域で発生する自然災害の防災・減災

### 2. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

### 3. 離島の保全等及び排他的経済水域等の 開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

### 4. 海洋環境の保全・再生・維持

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理

### 5. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の促進
- (2) カーボンニュートラルへの貢献を通じた  
国際競争力の強化等
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

### 6. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

### 7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力
- (3) 持続的な利用

### 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

### 9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進